

大阪市路上喫煙対策委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市路上喫煙対策委員会規則第6条の規定に基づき、大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に係る手続き、遵守事項その他必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 傍聴を認める定員及びその決定方法は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が定めるものとする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申し出をしなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用、または携帯している者
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 酒気を帶びている者
- (4) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (2) 携帯電話などは、受信音などを出さないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 写真撮影、録画及び録音は行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない
- (5) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(会議の秩序維持)

第5条 傍聴者は、会場においては、委員長の指示に従わなければならない。

2 傍聴者がこの規定に違反した場合は、委員長がこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

(報道機関の特例)

第6条 報道機関の傍聴については、必要に応じて記者席を設けるものとする。

2 報道機関から取材等の申し込みがある場合は、会場内の写真撮影、録画及び録音を会議の開始前までに限り認め、会議の開始後は認めないものとする。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年4月25日から施行する。